

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年9月17日（火）午前10時0分～午後0時18分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 陳情第89号
（地域協働局） | 国に沖縄県との対話を求める意見書提出を求める陳情 |
| 1. 予算第21号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第58号議案 | 住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件 |
| 3. 報 告 | 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分） |
| 4. 報 告 | 外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況 |
| 5. 報 告
（企画調整局） | 地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針 |
| 1. 報 告 | 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分） |
| 2. 報 告 | 次期「基本構想（案）」にかかる市民意見募集の結果について |
| 3. 報 告 | 神戸市公立大学法人第4期中期目標（案）について |
| 4. 報 告 | 「神戸市におけるAIの活用等に関する条例」に基づく「基本方針」の策定について |
| 5. 報 告
（市長室・行財政局） | 「神戸医療産業都市の将来像」について |
| 1. 予算第21号議案 | 令和6年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第59号議案 | 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 3. 報 告 | 令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（関係分） |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	上 畠 寛 弘			
副委員長	三木しんじろう			
委 員	萩 原 泰 三	川 口 まさる	ながさわ 淳一	松 本 のり子
	平 野 章 三	よこはた 和幸	平 井 真千子	坊 池 正
	吉 田 謙 治			

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（上嶋寛弘） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は9月13日の本会議で付託されました議案及び陳情の審査のほか、報告の聴取のため、お集まりいただいた次第でございます。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、日本共産党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

なお、平井委員より福祉環境委員会にて本日請願の趣旨説明を行うため、中座する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

次に、本日の委員会終了後にクリエイティブラボ神戸を实地視察するため、午後1時半頃の出発を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室及び選挙管理委員会・人事委員会・監査委員の審査を予定してはおりませんが、これらの所管事項に関して質疑の予定はございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 特にないようですので、会計室及び選挙管理委員会・人事委員会・監査委員の待機を解除いたしますから、御了承願います。

次に、口頭陳述の申出がありませんでした陳情第89号は、陳情文書表及び陳情書を御参照願います。なお、本陳情につきましては、後ほど意見決定をいたします。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（地域協働局）

○委員長（上嶋寛弘） これより地域協働局関係の審査を行います。

それでは、議案2件、報告事項3件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○三重野地域協働局長 おはようございます。地域協働局でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案2件、報告3件につきまして、御説明を申し上げます。

なお、説明に際しましては、1,000円単位以下を省略させていただきます。

総務財政委員会資料1ページを御覧ください。

予算第21号議案、令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、地域協働局関係分につきまして御説明申し上げます。

1歳入歳出補正予算でございますが、歳出合計で1,469万円を増額しようとするものであります。

詳細につきましては、2歳出補正予算の説明に記載しております表を御覧ください。

（2）歳出につきまして、第3款市民費、第1項市民費として、1,469万円を増額しようとするものであります。

事業の概要でございますが、あすてっぷ coworking 六甲アイランドの開設等として、市内在住の女性や、子連れの男性が利用できる coworking スペースを新たに六甲アイランドの神戸ファッションマートに開設しようとするものでございます。

3 債務負担行為補正でございますが、あすてっぷ coworking 運営費につきまして、令和 7 年 2 月に開設を予定しており、円滑な運営体制を確保する必要があることから、債務負担行為を設定するもので、期間は令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額は 2,500 万円でございます。

以上、神戸市一般会計補正予算のうち、地域協働局関係分につきまして御説明を申し上げます。

続きまして 2 ページを御覧ください。

第 58 号議案、住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、北区山田町小部字松宮山、宇東山の一部の土地区画を隣接する鈴蘭台西町 6 丁目に区域編入するとともに、この区域における住居表示の方法を街区方式にしようとするもの並びに住居表示の実施に伴い、町及び字の区域変更をしようとするものでございます。

3 ページには、住居表示に関する法律の一部を参考に記載しており、4 ページ、5 ページには、区域の変更前、変更後の図を、6 ページには、現況写真等を記載しておりますので御参照ください。

続きまして、7 ページを御覧ください。

令和 5 年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、地域協働局関係分につきまして、御説明申し上げます。

令和 5 年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第 2 款総務費、第 1 項総務費では、コンタクトセンター等構築・運用業務と、住民記録システム改修を、第 8 項庁舎等建設費では、区庁舎改修を、第 3 款市民費、第 1 項市民費では、地域福祉センター整備等をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計 7 億 819 万円でございます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

1 はじめに、本件は令和 2 年 4 月 1 日に施行されました神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例第 9 条に基づき、報告させていただくものでございます。

2 相談体制の整備でございますが、(1) 各種相談体制の広報として、令和 3 年度から市のホームページに「外国人のための相談窓口」ページを設けたほか、令和 4 年度には、神戸国際コミュニティセンターに新たに多文化共生コーディネーターを配置するなど、在住外国人が相談しやすい環境の整備を進めております。

令和 5 年度は、外国人住民に対しヒアリングを行う際に、各種相談体制の紹介を行うなど、引き続き広報に努めました。

(2) 在住外国人向けの相談窓口として、①神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語による在住外国人向けのワンストップ相談窓口を運営いたしました。

10 ページを御覧ください。

②中央区役所において、多言語対応の外国人相談窓口を設置しており、転入時の生活情報の提

供や相談支援のほか、区役所以外での手続に関しても案内等を行いました。

（3）人権相談窓口として人権相談を実施いたしました。また、令和4年1月より相談内容の多言語化を行っており、市ホームページに掲載したほか、通訳支援サービスの活用により、多言語での相談にも対応が可能となっております。

11ページを御覧ください。

3教育の充実等でございますが、（1）多文化共生教育の推進として、①外国人講師による国際理解教育を小・中学校で行ったほか、②多文化共生教育推進校連絡会では、推進校の教育活動報告会等を実施し、実践の成果を市内各校へ発信することで、多文化共生教育の推進に努めました。

続きまして、4啓発活動等でございますが、（1）人権に関する啓発として、①「心かよわす親子映画大会」や、②「心をかよわす市民のつどい」を開催したほか、花時計ギャラリーや各区で人権啓発パネルを掲示するなど、本条例の啓発に努めました。

12ページを御覧ください。

（2）多文化理解・交流の促進では、①神戸国際コミュニティセンター交流スペースにおける交流・相互理解事業として、外国人支援団体や大学等との連携による各種交流事業を実施したほか、②ふたば国際プラザでの交流・相互理解事業や、③神戸市多文化交流員制度を実施いたしました。

13ページを御覧ください。

5情報提供でございますが、（1）多言語による情報提供として、①「神戸リビングガイド」を運営し、人権の相談窓口に関する情報等を11言語で提供したほか、②行政情報の多言語翻訳として、在住外国人にも必要な市政情報の多言語対応を実施いたしました。

14ページを御覧ください。

③やさしい日本語の活用推進のため、庁内所属向けの相談窓口を設置し、啓発に取り組みました。

また、④ベトナム語フェイスブックを運営し、ベトナム人を対象に市政情報等の双方向型発信に取り組みました。

（2）新規転入者への情報提供では、①区役所における情報提供としてウェルカム封筒を配布したほか、②外国人住民生活ガイダンス事業をふたば国際プラザにおいて実施いたしました。

（3）市内外国人関連団体との連携では、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報提供を行いました。

15ページを御覧ください。

6ウクライナ避難民支援に関する対応でございますが、ウクライナ避難民の方が神戸で安心・安全に生活いただけるよう、神戸国際コミュニティセンターや民間支援団体とも連携しながら、避難民1人1人の生活サポートを実施しております。

16ページ、17ページには、神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例を参考に掲載しております。

続きまして、18ページを御覧ください。

地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針の策定について御説明申し上げます。

本件は、地域福祉センターについて、さらに利活用を進めるべく、今後の施設管理運営等に関して基本的な市の考え方を示すものでございます。

まず、1. 地域福祉センターの将来像でございますが、地域福祉センターを多様な地域活動の場として様々な方に気軽に御利用いただけるよう、同センターの設置目的を地域活動の促進、地

域社会の課題解決に寄与する施設として改めるとともに、施設名称の変更も行ってまいります。

次に、2. 基本方針の内容でございますが、（1）利用可能時間の統一として、朝9時から21時まで利用可能としていきたいと考えております。

あわせて、指定管理者が施設の管理運営をより効率的に行えるように、予約管理システムやスマートロックなどの導入を促進し、9時から16時までの有人管理と16時以降の無人管理の併用を推奨してまいります。

（2）使用規程の標準化として、各センターの仕様規程を標準化し、優先予約制度や減免制度のほか、金銭の授受を伴う活動の可否等、利用に関するルールの明確化に取り組んでまいります。

（3）利用料金制の採用として、新たに利用料金の上限額を条例で定め、指定管理者がその範囲内で利用料金を決定する利用料金制の導入を行いたいと考えております。

（4）施設名称の変更と条例改正として、新たな施設名称につきましては、市民からの意見を取り入れつつ、決定したいと考えております。

また、新名称決定後に施設設置条例を新設し、令和8年度からの施行を予定しております。

19ページに参りまして、ふれあいのまちづくり協議会につきましては、神戸市民による地域活動の推進に関する条例を改正し、その定義を引き継ぐこととし、その結果、神戸市ふれあいのまちづくり条例につきましては、令和7年度末に廃止したいと考えております。

（5）施設状況に応じた運用の変更として、地域福祉センターが小学校や児童館などと合築の場合は、施設状況に応じて基本方針の趣旨を十分に踏まえながら、柔軟に対応したいと考えております。

（6）指定管理料の基準の改定として、現在の有償ボランティアによる運営を継続しつつ、新たに有人による施設管理負担や予約管理システムの導入等のコストを考慮した指定管理料の基準を定めてまいります。

最後に、施行時期でございます。

令和7年度を移行準備期間として、令和8年度より当基本方針に基づく管理運営を行いたいと考えております。

以上、議案2件、報告3件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

最初に予算第21号議案、令和6年度神戸市一般会計補正予算の関係分について、御質疑はございませんか。

○委員（川口まさる） 予算第21号議案についてです。

本議案は、六甲アイランドにあすてっぷコワーキングを新たに開設するため、予算を補正しようとしています。

そこで既存のあすてっぷコワーキングについて、利用実績を知りたいんですけれども、どのようになっていますでしょうか。

○村田男女共同参画センター所長 既存のコワーキングの利用実績でございますけれども、令和3年9月末に神戸のほうを開設しまして、このたび8月に学園都市のほうを新しく開設いたしました。学園のほうはまだ開いたばかりですので、さほど人数はないんですけれども、大体1日平均10名程度の利用がある状況です。

神戸のほうですけれども、実はちょっと予約システムを去年の6月に変えた関係がありまして、

詳しい数字はそれ以降のものしか出ないんですけれども、それ以降でございましたら実利用人数が15か月で630名になります。この6年度に入ってから毎月ちょっと細かい数字を取っているんですが、毎月の大体の利用の延べ人数が400名前後、新規の利用者に関して言えば1か月につき30名程度、1日平均の利用数はほぼ19人ぐらいです。

あすてっぷコワーキングこうべの席数が19席ですので、1日平均19人といいますとももちろん同じ方が朝から晩までずっといらっしゃるわけではないんですけれどもかなり席としては埋まっている状況で、御好評をいただいていると考えております。

以上です。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（上島寛弘） 次に、第58号議案、住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） 次に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告の関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） 次に、報告事項、外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する施策の実施状況について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） 次に、報告事項、地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針について御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） 2点ほどお聞きしたいんですけれども、まずここで今後、利用料金の上限額を条例で定めるとありますが、今すごく地域福祉センターは使いやすい金額で気軽に使えるような金額になっていると思うんですね。これを例えば、区民センターとかそういったところを参考にして、上限額を決められるとなかなか気軽に使えなくなるような気がするんですが、この上限額の条例で定めるといのは、何を基本にして定めようとしているのかということをお聞きしたいのと、もう1点は、今、地域福祉センターでも日曜日が使えないところが何か所かあるかと思うんですね。地域の人たちはやはり日曜日も使いたいという要望があるかと思うんですが、それを施行時期の令和8年度まで待たなきゃいけないのか、それともそこで地域福祉センターを運営している団体とお話し合いしていただいて、それまでに日曜日も使わせてほしいというところがあれば、その局として努力をしてもらえるのか、その点はいかがでしょうか。

○保科地域協働局副局長 2問、ただいま御質問いただいたと思いますけれども、まず今後新たに設定しようとする上限額の根拠についてでございます。

現在、いろんな地域福祉センターで運営協力金として皆様から御寄附を頂いている状況になりますけれども、そちらの多くの地域福祉センターで徴収されているような金額をベースに選定しておりますので、今後大きく跳ね上がるというようなことはないと思いますけれども、それぞれの地域で設定されてる運営協力金の額も違いますので、多少上がる地域福祉センターも出てくるとは思っております。

2問目の日曜日に地域福祉センターが使えないというお話ですけれども、現在も既にお話にありましたように、地域の方が御相談して開けられているという事例はそれなりにあると考えてお

りますけれども、令和8年度を待たずとしても既にもう予約管理システムですとか、無人のオートロックを設置していきたいという御要望を聞いている地域福祉センターもございますので、そういうところにつきましてはできるだけ早く設置をして、日曜日でも無人も含めて開けていけるようにサポートしていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員（松本のり子） そうしましたら、まず金額の件は大幅に変わることはないというところですが、やはり少しでも上がれば、やはり地域の人にとってはもう上がったということで、それは上限額が地域で上がらないようなところはいいかと思うんですが、上がる場合、今500円だって上限額が例えば1,000円になったと、そういうところは地域にちゃんとこの条例をつくる前に、あらかじめきちんと説明をしていただけるのか、地域任せにするのか、どうなんでしょうか。

○保科地域協働局副局長 既に今も見直しの方針につきましては、うちの局と区の地域協働課と併せまして、各地域福祉センターのほうを丁寧に回って御説明をさせていただいておりますので、現在、運営側に携わっていらっしゃる方については、ほぼ情報というのは行き渡っている状況でございます。

使われているほうの利用者さんのほうですけれども、これからも令和8年までに当然お使いになれる方もいらっしゃいますので、現在、管理されている地域のほうからも徐々にお話をさせていただきながら、うちの局のほうでもいろんなお問合せを受け付けておりますので、丁寧に御説明をさせていただきたいと考えております。

○委員（松本のり子） そうしましたら、地域福祉センターの入り口の辺りにきちんとそういうことを含めてポスター掲示とか、それをぜひしていただきたいと思いますので、それをお願いします。

あと日曜日、まだ閉めているところに関しては、その地域の要望に応じて開けていくということなんですが、例えば、私がこの常任委員会で数か月前に玉津の支所を見させていただいて、すごくきれくて、周りもいろんな大型スーパーみたいなのがあって、本当住民の皆さんが使いやすいなど、お話し聞いたら日曜日が閉まっているということだったんで、すごく残念だなと思いましたが、何か日曜日もある所でみんなが使えて、1日あの辺で遊べたらいいなと思ったんですが、あれは令和8年まで待つ予定なんですか。

○保科地域協働局副局長 玉津の支所のほうは、地域福祉センターと、事業所のコープこうべさんに管理していただいております玉津ホールとかもございまして、ほかの場所につきましても日曜日に使いたいという御要望が今結構お声としてはいただいているようですので、コープこうべさんとか、地域福祉センター、現在管理されている玉津のふれあいのまちづくり協議会の皆さんとも御相談しながら、できるだけ日曜日でも開けていけるような形で御相談を進めていきたいと思っております。

○委員（松本のり子） ぜひ本当せっかくいいものができて、使いたいという日が使えないというのはよくないと思いますので、ぜひ早急に検討していただくことを要望して終わります。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） では、この際、地域協働局の所管事項について、御質疑はございませんか。

○委員（坊池 正） 西・北区に配置されています地域活性化担当係長の関係についてちょっとお聞きします。

一部の出張所に配置されています地域活性化担当係長は、各出張所管内における高齢化や人口減少に伴う様々な課題解決や地域の魅力発信等の取組を推進するために活動していますが、いろいろなお話を聞きます。

若手の係長が活発に活動することにより、多様な地域活動の担い手同士の連携が活発になったり、地域の魅力を発信する拠点の整備が進捗するなど成果も上がっていると聞いていますが、現状では全ての出張所に係長を配置しているのではなく、各出張所や、係長によっては活動の質や量にも差があるのではないかと考えられます。

必ずしも出張所に配置せずとも、区役所に集中的に配置しながら、各地域に積極的にアウトリーチを行い、より効率的に地域活性化に取り組む方法もあると考えます。これは私の考えです。

まずは、当局は現状の地域活性化担当係長の配置や運用に関する検証を行い、地域活性化の成果を上げるのに最もふさわしい姿を示すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○**三重野地域協働局長** 出張所につきましては、令和2年4月から連絡所から出張所に格上げをいたしまして、証明書等の発行中心の業務にプラスして地域の課題解決や魅力発信を行うまちづくり業務をプラスして力を入れてるところでございます。

さらに積極的な取組を行う地域の支援を強化するために、より地域に密着できる形で地域活動活性化担当の係長を令和元年度から配置してきております。

係長を配置した出張所におきましては、これまで買物支援とか、ゾーンバスの運行拡充による利便性の向上、交流人口の増加に向けた情報発信など、地域の意見・要望を直接聞きながら地域の活性化の取組を進めてきております。

係長の配置の効果と言えるような具体的な事例が一定上がってきてるんじゃないかと、そのように評価しているところでございます。

しかしながら一方で、委員おっしゃるとおり、評価検証というのが難しい面もございます。各地域の状況も違いますし、係長も大体新任の係長が行ってるんですけど、その力量等もございまずので、そのあたり区のフォロー等もございまずので、そのあたりどうしても活動にばらつきがあるというのは課題も見えてきているところでございます。

これまでも地域協働局といたしましてもそれぞれに配置している地域活性化担当の係長と定期的に情報交換したり、活動実態の把握に努めているところでございますけれども、引き続き効果的かつ効率的に配置ができるように、各地域の実情とか、もうちょっと区役所とも連携して、あと、今まではちょっとやってなかったんですけど、地域の住民の方にもちょっと御意見をいただくような、どう評価していただいているとか、その辺もヒアリングも実施するなどしながら効果が生まれるように検討を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○**委員（坊池 正）** ありがとうございます。

やはりこの各地域もコロナですごく状況が変わっているんですね。コロナ前は、もうそれぞれの地域でいろいろと苦勞をしながらではありますけれども、行事、イベントを実施されていましたが、コロナで完全に止まって、再開するときになかなか苦勞されています。そこへその若い係長が配置されて、地域に飛び込んで行って、一緒に考えてほしいなという気持ちがあります。

やはり、それぞれ地域も以前の役員さんとまた変わっておられるところもあるし、それでコロナで何もしなかったも、普通で過ごせているというそんな中で、やはり行事等、イベントをやるといったら、そこまでせんでもという思いを持つてる方もやっぱり増えているんですね。だから

そんなときに地域の自治会をはじめ、それぞれの団体さん中心ではありますが、なかなか厳しい状況でありますので、そこへ若い係長が入って行って、もうどんどん地域の方と意見交換しながら、最大限のその若い力を地域に注入してほしいなという、そういう気持ちがあります。

なぜ地域の行事、イベントが重要かという、私も以前いろいろとやっていましたけど、このコロナで地域のコミュニティーが完全に落ちてるんですね。そしたら、西・北区の中央農村地域とか、そういうところは特にやっぱり地域コミュニティーが大変重要やったんが落ちてしまってるんで、そこを何とか回復させないといけないなというところで、一番はやはり行事、イベントをやって行ってこそ住民同士でいろいろな話、意見交換とか、もう何でもいい、寄るとい、そういうことが大事だと思うんで、ぜひ私も早く、一日でも早く各出張所に係長の配置を望んでるんですけども、やはりある程度同じような水準で係長がしてもらわんと、あんまり差があってもいけないんで、そこは強く要望して、できるだけ早く神戸市民のためによろしくお願いします。これは要望です。

以上です。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） それでは、地域協働局に御質疑、もうこれ以上なければこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、企画調整局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第再開いたします。

（午前10時30分休憩）

（午前10時33分再開）

（企画調整局）

○委員長（上島寛弘） ただいまから総務財政委員会を再開いたします。

これより企画調整局関係の審査を行います。

それでは、報告事項5件について、一括して当局の報告を求めます。

○辻企画調整局長 企画調整局でございます。着座にて御説明させていただきます。

それでは、報告5件につきまして御説明を申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

初めに、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、企画調整局関係分につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第2款総務費、第2項企画費では、高齢者等のデジタルリテラシー向上支援など6事業を、第13款教育費、第8項高等専門学校費では、高専施設整備などの2事業を、第10項外国語大学費では、外国語大学施設整備を、それぞれ繰越し、翌年度繰越額は合計14億9,199万円でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

次期「基本構想（案）」にかかる市民意見募集の結果につきまして、御説明を申し上げます。

1. 概要でございますが、現在の総合基本計画が令和7年度末に計画終期を迎えることから、

令和5年度より新たな計画策定に着手をしてございます。

このたび次期基本構想（案）にかかる市民意見募集を6月から7月にかけて実施をし、11通、19件の御意見を頂戴をいたしました。それらに対する市の考え方を取りまとめてございます。

2. 意見募集を行った次期基本構想（案）につきましては、3ページに別紙1としておつけをしておりますので、後ほど御参照ください。

2ページにお戻りいただきまして、3. 意見の概要と市の考え方につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

4. 今後の予定といたしまして、令和6年11月議会に次期基本構想（案）を上程をさせていただく予定にしております。

続きまして、4ページを御覧ください。

次期基本構想（案）にかかる市民意見の概要とそれに対する本市の考え方をまとめてございます。

意見の内容でございますが、①文言の修正にかかるものといたしまして、4ページから5ページにかけての9件、6ページに参りまして、②意見収集の手法にかかるものとして、7ページにかけての4件、③未来への承継にかかるものとして2件、8ページに参りまして、具体的な施策に関わるものとして4件、合計19件の意見及びそれらに対する市の考え方を記載をしております。

なお、9ページから20ページにつきましては、参考資料といたしまして今年9月9日に受領いたしました神戸市総合基本計画審議会の次期基本構想素案に関する答申書をおつけしておりますので後ほど御参照ください。

続きまして、21ページを御覧ください。

神戸市公立大学法人第4期中期目標（案）につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、神戸市公立大学法人第3期中期目標が令和6年度末をもって目標期間を終えるため、令和7年度から6か年を目標期間とする第4期中期目標（案）を御報告するものでございます。

3. 検討状況といたしまして、令和6年5月と7月に神戸市公立大学法人評価委員会に意見聴取を実施してございます。

4. 第4期中期目標（案）の基本的方針でございますが、目標期間及び全体構成は記載のとおりでございます。

23ページを御覧ください。

第4期中期目標（案）につきましては、別紙のとおりとしておつけしておりますが、第4期中期目標（案）に取り入れた主な視点を以下に参考としてまとめてございます。

特に、①高等教育機関を取り巻く状況の変化でございます。

今後の高等教育の在り方につきましては、令和6年8月8日に取りまとめられました中央教育審議会の中間まとめ——急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方に関する中間まとめにおきまして、急速なこの少子化を危機と捉え、未来をつくり出す若者の夢を止めることや、社会全体の希望を失わせることのないよう、大学をはじめとした高等教育機関の在り方の見直しへの対応につきましては、その場しのぎではなく、これまでの発想を大きく転換をし、我々の世代で解決する姿勢が求められること、さらには社会全体が高等教育に対するマインドを変えていかなければならないことなど、厳しい指摘がなされているところでございます。

神戸市公立大学法人におきましても、こうした指摘と合わせまして、市立の高等教育機関とし

て設立された当時の環境とは大きく異なり、果たすべき役割も変容しているという状況も十分に踏まえる必要がございます。

そうした中で、③市との政策的な連携といたしまして、神戸市公立大学法人には卒業生の市内就職率の向上をはじめとした地域課題解決に対する主体的貢献を求めてまいりたいと考えてございます。

あわせまして、⑤自己収入の増加及び経費の執行管理といたしまして、法人の自立的かつ持続的な経営の基盤を確保するため、運営費交付金への依存度を減らし、外部資金の獲得などによる収入の増加を図るとともに、適切な予算配分及び管理に努めることを求めてまいります。

5. 今後の予定でございますが、令和6年9月19日から市民意見募集を実施をし、第4期中期目標（案）として取りまとめを行いまして、その後11月議会に上程させていただく予定にしております。

24ページから31ページにかけまして、神戸市公立大学法人第4期中期目標（案）の前文をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、32ページを御覧ください。

神戸市におけるA Iの活用等に関する条例に基づく基本方針の策定につきまして、御説明を申し上げます。

1. 策定趣旨でございますが、本件は神戸市におけるA Iの活用等に関する条例第5条第1項及び第2項に基づき、市のA I活用等に関する基本的な指針を定めようとするものであります。

2. 基本指針（案）の概要でございますが、1. 市におけるA I活用に関する基本的な事項といたしまして、組織及び職員の責務を、2. 市におけるA I活用の際の評価及び検討といたしまして、条例第6条第1項に基づくリスクアセスメントの項目及び手法等を、3. 市民及び事業者がA Iを効果的に活用するための施策といたしまして、A Iの基本的知識等に関する啓発活動の実施を、4. 神戸市立の学校におけるA Iを適正に活用するための教育に関する基本的な事項といたしまして、児童・生徒に対する情報モラルや情報リテラシー教育の実施を、5. 市の業務を請負・受託する事業者がA I活用の際、市に同意を得なければならない業務及び範囲といたしまして、対象となる業務及びA Iの機能の範囲を、6. その他本市におけるA Iの活用等に関し、必要な事項といたしまして、市がA I開発者、またはA I提供者となる場合の取扱いを、7. 社会情勢の変化を踏まえた見直しといたしまして、社会情勢の変化を勘案の上、必要に応じて見直しを行うことをそれぞれ想定しようとするものでございます。

3. 施行時期といたしましては令和6年9月27日を予定をしております。

33ページから36ページにかけまして、神戸市におけるA Iの活用等に関する基本方針（案）全文をおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、37ページを御覧ください。

神戸医療産業都市の将来像につきまして、御説明を申し上げます。

1. 将来像検討の経緯でございますが、神戸医療産業都市は昨年に25年の節目を迎え、この間、革新的成果が数多く生み出され、国内最大級のバイオメディカルクラスターへと成長を遂げました。

一方で、社会経済情勢や研究開発環境は大きく変化を遂げ、神戸医療産業都市が今後も持続的に成長・発展することができるよう、有識者会議において議論を重ね、将来像の検討を行ってまいりました。

2. 有識者会議における検討の経過でございますが、昨年12月から計3回、有識者による議論を行い、令和6年7月31日に有識者会議より報告書の提出を受けてございます。

3. 神戸医療産業都市の将来像でございますが、（1）報告書につきましては、全文を39ページから61ページにおつけしておりますので、後ほど御参照ください。

38ページにお進みいただきまして、報告書の要点を（3）まとめとして記載をしております。

①神戸医療産業都市が目指す姿として、本市が国内のバイオメディカルクラスターのトップランナーとして成長し続け、国際的地位を高めることができるよう、研究開発の潮流や事業化・産業化の動向等に的確に対応し、多様な人材の集積育成や若年世代の定着・往還を図り、イノベーション及び雇用の創出等を通じて、地域経済の振興や市民福祉の向上等により市民に還元するとしてございます。

また、②今後の施策展開における視点といたしまして、Ⅰ. 医療技術や創薬等の医療領域において、橋渡し機能のさらなる強化、Ⅱ. 医療領域に親和性が高く、今後の成長分野として期待されるバイオものづくりやロボティクス等の分野に重点を置き、産業化を促進すること、Ⅲ. ポートアイランドⅡ期エリアを中心に神戸市域全域を神戸医療産業都市として捉え、多様な人材の集積・育成や、企業へのサポート機能の強化等を図ること、Ⅳ. 神戸空港の国際化を踏まえ、関西をはじめとした日本全体のゲートウエーとして、アジア圏を中心とした関連企業等のインバウンド・アウトバウンドや協業等を促進することの4つの視点が示されました。

このたびの神戸医療産業都市の将来像に関する報告書を踏まえて、神戸医療産業都市の取組が市民の安心で豊かな暮らしへとつながる有意義なものとなるよう、施策・事業を検討・展開してまいります。

以上、報告5件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

それでは最初に、報告事項、令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告の関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 次に、報告事項、次期基本構想（案）にかかる市民意見募集の結果について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 次に、報告事項、神戸市公立大学法人第4期中期目標（案）について御質疑はございませんか。

○委員（松本のり子） この公立大学についてなんですが、今なかなか物価高騰で学生たちも大変だと、この神戸外大において奨学金を受けてる方、今2人に1人とも全体的に言われてますが、ここの状況はまずどうなっているのかということをお聞かせください。

○中野企画調整局部長 神戸市外国語大学の学生に対しましては、世帯の所得水準によります学費負担の不安を軽減するために、親世帯の所得に応じました就学支援制度ということで充実を図っているところでございます。

経済的に困窮している学生の負担を軽減するために、成績要件というのはあるんですけども減免をしてるということでございます。

また、今おっしゃっていただきました日本学生支援機構でありますとか民間団体におけます各

種奨学金の制度につきまして、学生向けに説明会、またホームページ等であらゆる機会を捉えまして、学生に情報提供を実施しているところでございます。

以上でございます。

- 委員（松本のり子） 具体的に人数はどのくらい受けられている……。
- 中野企画調整局部長 今2人に1人というふうにおっしゃいましたけれども、そこまでの多くということではございませんで、4分の1から5分の1程度という形でございます。
- 委員（松本のり子） 4分の1というのは、結構大変かなと思うんですが、大体2,000人以上いらっしゃるんですね、学生さんが、そのうちの4分の1といたら500何人、かなり大変かなと。

そんな中で、この外大は留学1年間ですか——留学できるということも聞いてるんですが、そんなときにも留学生に向けての補助制度、そういったものもあるんですけども、何分、それに当たる人数というのが非常に限られた人数だと思うんですね。

だから、補助制度が当たらなくて留学して、もっと自分は勉強したいけれども、泣く泣く授業料とか、いろんな面で行けないというような人のために、やっぱり1つは、もっともつこの基金を——長年歴史があるところですから、もっとそれ大いに基金を募って、留学がしやすいように、そのことが神戸市にとっても、行く行くはプラスになっていくかと思うんですが、その辺、留学制度の補助制度をもうちょっと充実させるということはお考えじゃないんですか。

- 中野企画調整局部長 今、おっしゃってくださったみたいに外国語大学ということでございますので、留学をしていただくということは意義のあることだというふうに思っております。

今おっしゃっていただきました留学の支援制度の充実ということでございますけれども、卒業生の中で寄附金を頂くというケースが最近増えておりまして、その中で2024年度からスカラシップという形で設けるといような形で募集を開始をしているということでございますので、充実をさせていこうということでございます。

- 委員（松本のり子） さっきもお話しさせてもらいましたが、今、スカラシップも、今なんか1人当たり上限最大250万、2人から3人ぐらいなんですってね。だから、対象者が何百人といるのに2～3人では、そこをもうちょっと対象者が受けられるように広げていくためには、さらに何かお考えなんでしょうか。

- 中野企画調整局部長 今の御質問につきましては、大学の中でいろいろとこれまでも継続して検討しているということで聞いておりますけれども、寄附金ということもなかなか多額には入ってまいりませんので、やはり運営上の経費ということでございますので、ちょっと先ほど申し上げました寄附金を使った新たな制度というのは立ち上げているんですけれども、今おっしゃっていただきました何百人もといえますか、数をたくさんという形のところまではいけてないというのが現状でございます。

- 委員（松本のり子） 現状は大変だというのは分かるんですけれども、だけでも先ほどおっしゃったように、この大学の特徴として留学というのは学生が望むと、留学しても神戸外大への授業料も払わなきゃいけない、留学費用も要るし、授業料も払わないかんということでは、やっぱりもうちょっと抜本的に考えてほしい。

例えば、基金なんかでも——うちの息子、ここじゃないですよ、違う大学だけれども——なんかも毎年のように絶えず家に寄附金のお願いが来るんですよ。そういうことをやれば、ついついこちらも何かもう3,000円ぐらいだったらとかいって払うんですけども、だから本当にそういう

努力、何か考えていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（上畠寛弘） よろしいですか。

他にございませんか。

（なし）

○委員長（上畠寛弘） では次に、報告事項、神戸市におけるA Iの活用等に関する条例に基づく基本方針の策定について御質疑はございませんか。

○委員（ながさわ淳一） 確認という程度なんですけれども、このA I基本方針ということなんですけれども、このA Iという中の範囲、例えば、神戸市ではOCRというのを使ってると思えますけれども、A I搭載のOCRはもう既にちまたにあると思うんですよね。私、A Iを使った英会話学習ができるというような話もしたりしてると思うんですけれども、こういうのも含めてA I全てがこの基本方針に関わってくるんでしょうか。

○吉岡企画調整局デジタル戦略部長 A I様々ございます中で、法文でどう定義するか、なかなか難しいところはあるんですが、私どもはリスクアセスメント等の対象といたしましては、基本的に機械学習を行うA Iということで、単純なA I－OCRとか、そういったところは含まないということで考えてございます。

以上でございます。

○委員（ながさわ淳一） あともう1つなんですけれども、この文章の中に、市がA I開発者、またはA I提供者という部分があるんですけれども、これは神戸市の職員さんがいずれは開発者になれるということを考えられているんでしょうか。

○吉岡企画調整局デジタル戦略部長 大規模言語モデルを神戸市職員が自ら開発するというケースは想定してございませんけれども、例えば、学習モデルを神戸市のデータを用いて一緒に学習をして神戸市独自のA Iを共同で開発するようなケースが想定され得るかなと考えてございまして、そういったケースで神戸市が開発者になり得るというようなところで想定したケースでございます。

○委員（ながさわ淳一） ありがとうございます。以上です。

○委員長（上畠寛弘） 他にございませんか。

○委員（松本のり子） デジタル技術の進歩っていうのは、私たちは決して否定するものではないんですけれども、A Iなどデジタル技術については様々なゆがみやリスクもいろんなところから指摘がされていて、このデジタル技術の活用、とりわけ自治体業務に導入することについては、極めて今、慎重な判断を求められていると思います。

そこで、今回お聞きしたいんですけれども、今回報告されたA Iの活用などに関する基本指針（案）や条例の本体とか、あるいは神戸市のA Iの利用ガイドライン、いずれを見ましても、ルールが定められているというだけで、利活用にはプラス面だけでなく、やはり本質的な問題、課題など、マイナス面も踏まえた基本的な理念もきちんと明記しておく必要があるのではないかと思います。

条例には箇条書程度のもがありますが、デジタル活用における倫理や原則など、もっときちんと明記すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉岡企画調整局デジタル戦略部長 今回、基本指針の策定に当たりまして、行政の効率的なA Iの活用というところだけではなくて、基本指針の具体的な項目にも書いてございますように、プライバシーに配慮するであるとか、差別や偏見につながるバイアスが発生し得ることを認識し、

というような文言も入れさせていただいた上で、しっかりとA I、デジタル技術を持つリスクにも向き合った上で効率的な行政を実現していくために活用していくという方針を規定させていただいているものでございます。

- 委員（松本のり子） そのリスクアセスメントの項目、本当に箇条書で書いてあるだけで、だからちょっと不安にも思うんですけども、先ほどいろいろ検討してきてやっていますよということでしたが、大体96%の職員の方が効果があったというふうに言われてますけれども、それは人数にしたら130人程度のお話だと思うんですね。96%が、130人程度。

やはり全職員を対象に活用するということを想定しているとするならば、やはり神戸市の職員の認識ももっときちんとしておくべきで、職員さん全体で共有させる努力ということは必要じゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

- 吉岡企画調整局デジタル戦略部長 今回、基本指針の策定に当たりまして、職員についてもA Iに関する基本指針の内容を含めてですけれども研修を実施させていただきたいと思っておりますので、それらを通じて職員の意識の啓発にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（松本のり子） もう1点、基本指針（案）の大きな3番に市民及び事業者がA Iを効果的に活用するための施策として、A Iの基本的な知識や活用方法について、その理解を深めることを目的とする啓発活動実施というふうに書かれてますが、少なくとも市民というならば、デジタル活用における倫理や原則など、市民に明確に市の考え方を示していくべきじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

- 吉岡企画調整局デジタル戦略部長 これまで事業者の方に対してはセミナー等でA Iの活用とそのリスク等をお伝えをさせていただいた機会がございます。

また、市民の方につきましてはこれからでございますが、そういったセミナーでございましたり、出前トークなんかも活用させていただいて、A Iの市の活用方針もそうですし、身近なところでA Iを活用したデジタルサービスというのが出回ってくると思いますので、そういったところの利便性とリスク双方について正しくお伝えできるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員（松本のり子） ぜひそういう方向でやっていただきたいと思いますが、鳥取県のを見ますと、やはり倫理・原則が有識者など交えて議論された報告書がしっかり出されていますので、ぜひそういったものも参考にさせていただけたらなと。

あとリスクアセスメントについて、これは誰がこれを行うのか。あとまたリスクアセスメントが必要なら、そこに生成A Iの限界があると——リスクアセスメントが必要ということは、やはりこの限界があると言えるのではないかと思うんですけども、このA Iが出した結果にチェックが必要なら、これはチェックしていくなれば、本当に業務の軽減につながると言えるのかとちょっと疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

- 吉岡企画調整局デジタル戦略部長 まずリスクアセスメント、神戸市では現在の案としては48項目の国の事業者ガイドラインで定められたものを抜粋して、神戸市独自にカスタマイズする形で定めてございまして、実施につきましては私ども企画調整局のほうで実施をさせていただき、必要に応じてA Iアドバイザーの専門家の方にも御意見をいただこうというふうに考えてございます。

その中には、人間——職員によってファクトチェックであったりとか、A Iの導き出した判断等を確認するような、そういうプロセスも求めているところでございます。当然にそれがあまり

に膨大になればA Iを活用することのメリットはないというふうになると思いますけれども、決してそういうことにはならないというところで必要に応じて人間のチェックを行っていくというふうに考えてございます。

- 委員（松本のり子） 職員さんの中でも、これからやっていくということですが、いろんな人たち、いろんな水準の違いが生じていくので、本当にこれが十分できるのかなということも私は感じますし、もっともっと十分検討・検証というのも必要なんじゃないかなと。

市民や事業者を対象にしていることですから、市と市民とが対等の関係で議論ができるような透明化とか、民主的なルールというものをもっと考えて、早急にするのはちょっと不十分じゃないかなというふうに思うので、要望して終わります。

- 委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

- 正木企画調整局局長 ちょっと先ほどのながさわ委員への答弁について、ちょっと補足させていただきたいと思うんですけど、A I－OCRに関しまして、A Iに関しては、その条例上、人工知能関連技術——人工的な方法による学習、推論、反映、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用による技術を言うということを書いておまして、A I－OCR、従来のOCRと違って、A Iも活用してますので、このA Iの定義に当たるかという当たり得る場合もあるかなと考えております。

ただ一方で、この条例のリスクアセスメントの対象というものは、A I全てということではなくて、市が行う処分等に活用するというものを主に対象としておりますので、なのでA I－OCRを使ってただ読み込んでというところで処分等には活用しないという場合にはこのリスクアセスメントの対象にはなっていないことになっております。

以上です。

- 委員長（上島寛弘） ながさわ委員、大丈夫ですか。

- 副委員長（三木しんじろう） ちょっと1点、お聞きしたいんですけど、先ほども神戸市の公立大学の話が出ましたけれども、このA Iにおける、例えば、教育とか公立大学に対して、公立大学のほうにもA Iの技術発展に端的に見られるデジタル化の推進する社会において活躍できる、行動する国際人の育成を目指すというふうにありますけれども、これある意味、そのA Iっていうのも教育にも今後活用されると思います。職員だけでもなくて。

何か活用できるようなことをお示しできるようやったら教えていただきたいんですけども。

- 吉岡企画調整局デジタル戦略部長 私ども今、主に小・中学校の学校教育において、教育委員会事務局と協議をさせていただいてますけれども、教育委員会事務局のほうから公務での活用というふうに聞いてございますのは、例えば、保護者の方への案内文につきましても、その素案の作成でありますとか、あとそういったところの外国人の保護者の方が増えている中での翻訳であるとか、そういったところに生成A Iとかが十分に活用できるんじゃないかというような御意見は聞いてございます。

- 副委員長（三木しんじろう） ある意味、翻訳という話も出てきましたけれども、神戸市の市立の外国語大学に関しては、A Iの活用というのも考えられるかなというような、ちょっと認識があるんですけども、今後の外国語大学に対しての活用というのは、何かお考えあったら教えていただきたいと思います。

- 辻企画調整局長 特に外国語大学っていうのは、もともと言語学を中心とするアカデミアでございますので、そういった中でどう活用できるかというのは法人のほうでも今後しっかり検討して

いくことになるだろうと思いますし、また市立高専のほう、これにつきましては今後、学科再編していく中で情報系学科の再編ということも視野に入れてございますので、当然そういったところを踏まえて、AI等の活用につきましてはこの条例も含めてでございますけれどもしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘） では次に、報告事項、神戸医療産業都市の将来像について、御質疑はございませんか。

○委員（吉田謙治） 1点だけお伺いしたいと思いますけれども、最後のまとめのところにも出てくるんですが、これからということの課題として、多様な人材の集積・育成という言葉が出てきます。若年世代の目指すべき姿としては、若年世代の定着・往還を図りということがあるんですけど、人材の集積・育成っていうのは何も医療産業だけではなくて、ありとあらゆる分野で求められていることだろうと思いますけれども、具体的にどうやって育成をするのかとか、集積を図るのかっていうことについて、どういうお考えなのかなというのをちょっとお尋ねをしたいと思います。若い人たちが神戸に憧れて、ぜひこういう医療の分野で頑張りたいなというふうに憧れるような何かアピールも必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○西川企画調整局局長 御指摘ありがとうございます。まさにおっしゃっているような若い人が憧れるような、そういう情報発信っていうのは非常に重要だと思っていて、ここはまずポイントとして幾つかは当然あるとは思いますが、アピールできるようなまずすばらしい成果、こういうものをしっかり生み出していくっていうのがまず1つ重要ですし、あとはその取組をどういうふうにアピールしていくか、周知を図っていくかっていうこと、ここも重要だというふうに考えております。

まず、成果のほうにつきましては、今回の将来像でもやはり産業化というのが非常に重要なキーワードになってございまして、しっかり医療産業都市で行われている研究開発、これを産業につなげていく、成果につなげていくということを医療産業都市の重要なファクターとして考えてございます。

もう1つ、アピールにつきましても、今回人材育成というのがいろんなところでキーワードとしては踊っておりますけれども、やはり若年世代、もう小・中学生に対して、しっかり医療産業都市神戸でこういうすばらしい研究が行われている、こういう皆さんの生活にもつながるような研究が行われているっていうのもしっかりアピールもしていきたいと思っておりますし、近年ではスーパーコンピューター富岳が一部そのような役割を担っていただいているところもありますけれども、これにさらに続くようなものをIT、シミュレーションの分野以外でも、医療技術ですとか医療機器開発、製薬、こういうところでもアピールできるものをもっと増やしていきたいというふうに考えてございまして、教育ですとか、あるいは博物館、展示みたいなのところともよく連携をしながら、この辺りの施策はもう重層的に、とにかくやれることをやるっていうことかなというふうに考えてございます。

○委員（吉田謙治） まさにそういうことで御尽力をいただきたいんですが、もう1つお伺いしたかったのは人材育成の機関ですね。現実には神戸大学さんがまさに医療産業都市の現場にお越しいただいてやっていただけてますけれども、それ以外にといいですか、病院でも、先般も中央市民病院行って改めて見たら、たくさんのお——何て言うんですかねあれ——いろんな検査等々、

診療等も含めて育成医療機関みたいな何か認定を受けてるんですね。こんなにたくさんあるのかと思うぐらい中央市民病院では若手のお医者さんたちの教育訓練を行っておられて、ある意味では恐らく若手のお医者さんの世界では、神戸の中央市民病院にやってくるということが、先ほどの憧れじゃないですけども、いい教育を受ける機会としての存在感があるんだと思うんですね。そういう意味での人材育成の具体的な現場っていいですかね。それもこういうところへ、神戸へ行けば自分たちを訓練してくれるといいですか、育成してくれるチャンスがあるんだぞというようなものとしては具体的にどんなものがありますかね。

○西川企画調整局局長 今、委員御指摘ありました人材育成では、まずは大学が思い浮かぶところでございます。当然神戸大学をはじめとした地元大学とは、この医療産業都市においては、これまで以上にしっかり連携を様々な形で取らせていただいて、その人材育成の観点でも取り組んでいる部分も当然ございますし、それ以外でも、これも委員御指摘のあった、当然病院、医療機関においては、医療従事者の育成というものは当然行われてございます。あとは医療産業都市としましては、大学以外の研究機関、やはり日本全体を代表する理化学研究所というところでも研究人材の育成というのは取り組んでございますので、ここともしっかり連携していきたいと思っておりますし、また、医療産業都市に当然300以上います企業ですね、この企業1つ1つも人材育成を企業自体もやりたいと思っておりますし、クラスター全体としても、この企業も重要な人材育成を行える場所だというふうに考えてございますので、産官学医これら全ての連携によって人材育成を行っていくっていうこと。こういうことなのかなというふうに考えております。

○委員（吉田謙治） これで終わりますけれども、最初申し上げたように神戸へ来れば、特に若い人たちが神戸にやってくれば自分たちがすごく面白いなと感じるような、思えるようなお仕事ができるとか、あるいはそういうことをしていくのに必要な知識とか経験とか、そういうものを積んでいける、そういうすごくいい場所だぞっていうことを日本国内だけじゃなくて、これも昨今ですと広く世界にということだと思っておりますけれども、そういうことをぜひ強くアピールをしていただきたいなど。えてして我々企業何社来ましたとか、何となく医療産業だからそっちのほうに目が向きがちなんですけれども、将来にわたってそういう取組がさらに発展していただければいいのは——今の若い人たちが連綿と神戸目指してやってくるというような形になれば万々歳だなと思うので、ぜひそういう面での御尽力もお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） なければ副委員長と交代させていただきます。

6月の委員会において機構の経営健全化について質問させていただきました。その際、西川局長より機構の組織や業務内容を抜本的に見直すとの考えが示されまして、先端医療センターにおける動物実験飼育施設の赤字、医療イノベーション推進センターの赤字、先端医療センターの研究に対する評価体系の見直しの3点が重点的に取り組むべき課題である旨の御説明をいただきました。私からも私以外の委員の皆様からもありました等々の質疑や議論、委員会におけるこうした中身につきまして機構にきちんと伝えていただき、しっかり対応していただきたいと強く要望したところでございます。

機構の経営課題については、令和7年度の予算編成過程においてゼロベースで見直しを行い、早急その改善を図るよう集中的に議論を進めるとの答弁がございましたけれども、機構における

予算編成作業も本格化しているところ、これらの課題への対応をはじめとして、経営改善に向けて具体的に見直しが進んでいるのか、この検討状況をお伺いしたいと思います。

- 西川企画調整局局長 今御指摘のございました機構の財政状況でございますけれども、もともとは細胞製剤の製造受託によって多くの利益を上げていた細胞療法研究開発センターというところのございましたが、ここが令和3年度末で廃止されたことを要因の1つとしまして、令和5年度、あと令和6年度は2年連続で赤字予算となっております。これが経営の健全化っていうものが喫緊の課題であると言われていた背景でございます。

こういう状況も踏まえまして、先般の委員会でも御指摘をいただきましたけれども、本市からその後、機構に対しまして、令和7年度当初予算の調製に当たりまして、経営改善を実践的かつ着実に推進するためということで、私の名前、医療産業担当局長名において対応方針を示させていただきました。

この対応方針の中身を少しだけ御紹介させていただくと、大きく2つございまして、1つは機構の事業については、真に神戸経済の活性化ですとか市民経済の向上につながる具体的な成果が得られる十分な公益性を備えたものに限定して実施すること。2つ目が、予算編成においては、機構の存在、機構のこの組織の存立のため収支改善について最優先に取り組み、既存の事業について収支の採算性が得られていない取組はもちろんのこと、全ての事業について聖域を設けることなくゼロベースで見直しを行うこと、こういったところを依頼をいたしまして、令和7年度予算につきましては、単年度の資金収支の均衡の実現に取り組むというふうに指示をしているところでございます。特に御指摘の先端医療センターにおける動物実験施設の赤字の解消ですとか、医療イノベーション推進センターの赤字の解消、また、先端医療センターの研究に関する評価体系の見直し、こういうところは具体的かつ実効性のある見直しを行いまして、経営改善について着実な、確実な成果を出すように指示をしているところでございます。

またそれ以外にも、今2023年度から現行の経営計画というものが発行されてございますけれども、現状の財政収支の悪化などを踏まえまして、こういうところも必要に応じて見直しを図るべきじゃないかというところも検討しているところでございます。

いずれにしても、こういう機構の経営上の課題につきましては、令和7年度の予算編成過程ですとか計画の見直し等の中で集中的に議論を行いまして、財政規律の確保、ガバナンスの強化、こういうところがしっかり図られるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

- 委員長（上嶋寛弘） もう本当にこの令和6年度が大変重要な1年になるかと思えます。今おっしゃられたことを引き続き取り組んでいただきたいと思いますし、引き続きこの委員会においても取り上げてまいりたいと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

- 副委員長（三木しんじろう） それでは、上嶋委員長と交代いたします。

- 委員長（上嶋寛弘） ではこの際、企画調整局の所管事項について御質疑はございませんか。

- 委員（松本のり子） 前回お聞きしました万博のメタンガスの引火爆発についてなんですが、あのときに安全性が確保するまでは、やはり子供たちの遠足っていうものは強制すべきではないという趣旨で質問いたしましたが、それ以降、各学校が検討・調整を行っていると聞いているんですが、何か各学校の態度、そして企画調整局として安全性が確保されたと感じておられるのかどうなのか、ちょっとその辺お聞きします。

- 白波瀬企画調整局副局長 万博のガスの爆発を受けての対応でございますけれども、まず、博覧会協会のほうで、あの爆発を受けて、その後の対応として濃度測定だとか継続的な実施、さらに

検査結果の公表ですね。さらには、昨今の報道でもございましたけれども、メタンガスの強制排出で対応なされているといった状況でございます、これ神戸市だけでなく関西全体でやっている事業でございますので、関西広域連合としてもこういった対応についての申入れをして、博覧会協会からこうした形で公表されているといった状況でございます。

- 委員（松本のり子） 万博協会も公表されてますが、それが確実に安全だからというふうにはなっていないと思うんですね、ホームページ見てましても。例えば、最近見てたら、私メタンガスだけかと思ったら、一酸化炭素とか硫化水素とか二酸化炭素とかアンモニアとか、何かいっぱいあちこちで出てる、そういうところに、本当にそういうものが出なくなるっていうのは、今年、来年、その次いう程度ではないと思うんですよ。もっと時間がかかると思いますので、その辺をどのように考えているのかなと。やっぱり私は、今のこういう事態で、学校教育の場としての遠足は中止っていうことは、もう神戸市としても判断——神戸市の学校の子供たちに対する責任あると思うんで、判断すべきじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。
- 委員長（上嶋寛弘） 教育委員会の考えることやとは思いますが、その点も踏まえた上での御答弁をお願いします。
- 白波瀬企画調整局副局長 まず博覧会協会自身は、約2,800万人の方が国内から来られるということで、この安全対策については協会がまず主体性を持ってやっていくものだと思いますし、先ほど御指摘もいただきましたけれども、メタンガス以外の話につきましては、この対応につきましても有識者も踏まえて検討なされておりました、その検討結果を有識者のほうからも、全体的に妥当であるといった意見もいただいておりますので、我々としては安全を前提として取り組まれるものと考えております。
- 委員（松本のり子） 安全を前提としてなんだけど、どこまで行ったら安全なのか。例えば、爆発が起きた1区ですかね、夢洲1区っていうのは、そもそも上下水道の汚泥の埋立地ですからメタンガスが発生するのは当たり前ですよ、ここは。だからそういう意味ではね、その時点においても私はもう安全ではないと思うんですが、どの辺まで行けば安全だと。万博協会が安全ですよ、どうぞ来てくださいと、そういう発信をすれば神戸市として安全だというふうに判断をされるのか。安全の判断基準はどの辺に置いておられるのかちょっとお聞きします。
- 白波瀬企画調整局副局長 いずれにしても、繰り返しになりますけれども、万博につきましては博覧会協会が主催者になってやっておられますので、主催者側でしっかりと対応されるというのが大前提だと思いますので、それを受けて、神戸市だけでなく関西の各自治体が対応していくというべきものと考えております。
- 委員（松本のり子） もうまとめますが、夢洲1区を会場にしたこと自体がね、メタンガスがそもそもずっと出るというところ、そのこと自体を知らなかったと、会場にしたということは十分メタンガスのメカニズムを理解できていない万博協会に対して、やはり私は疑問も感じますので、その辺も十分踏まえてね、神戸市として判断していただきたいということを申し上げて終わります。
- 委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。
- 副委員長（三木しんじろう） 今万博の話が出ましたけどね、これやっぱり心配の声を上げられる方がいて、それも理解できると思います。博覧会協会のホームページを見ますとね、やはりメタンガスも含めて安全対策っていうのはしていると。換気設備とか強制換気もそうですし、探知機の設置もそうですけれども、ある意味こういう心配される方もいらっしゃると思いますので、神戸市

としても、やはりこういう博覧会協会が出してる——動画も出してますし、こういうホームページでも公表していることをアピールしていただいて、ちょっと安心していただけるような、そういうような取組というのは考えられないでしょうか。

○白波瀬企画調整局副局長　そうですね。我々といたしましても関西全体で盛り上げていくイベントでございますので、そういった協会から出される情報なども神戸市民に分かりやすいような広報についても考えてきたいと思っております。

○副委員長（三木しんじろう）　やはり万博協会の周知を見て、ホームページも含めて情報を見ていますと、日々新しい情報に更新されておりますので、当然神戸市の皆さんも御確認はされていると思いますけれども、その辺りも周知も連携していただいて進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（上島寛弘）　他にございませんか。

（なし）

○委員長（上島寛弘）　御質疑がなければ、企画調整局の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、市長室・行財政局が入室するまで暫時休憩いたします。

当局がそろい次第再開いたします。

（午前11時19分休憩）

（午前11時22分再開）

（市長室・行財政局）

○委員長（上島寛弘）　これより、市長室・行財政局関係の審査を行います。

それでは、議案2件、報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

○西尾行財政局長　行財政局長の西尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の総務財政委員会資料により、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち、行財政局関係分につきまして御説明申し上げます。計数につきましては、100万円未満を省略して申し上げますので御了承願います。

1歳入歳出予算補正でございますが、歳入、第1款市税、第1項市民税におきまして、収入見込額の補正により14億500万円を、第18款国庫支出金、第2項補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正により19億7,500万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第59号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、海外派遣手当に関する規定を改正するものでございます。

改正の内容につきましては6ページを御覧ください。

まず、1. 概要でございますが、海外派遣手当は、外国に所在する公署に勤務する職員に対して支給する手当であり、国の在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当の取扱いに準じております。

国の在勤手当について、これまで日本円で手当額を定めておりましたが、海外送金時の為替変動のリスクを在外職員が負担している問題を解消するため、外国通貨により手当額を定めることを基本とするよう令和6年4月に法改正が行われておるところでございます。海外派遣手当においても、国の在勤手当に準じた内容とするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2. 改正内容でございますが、海外派遣手当の基本となる額、勤務地において、子に教育を受けさせる場合に手当に加算する額について、規則で定める換算率により、外国通貨に換算した額を支給額とする規定を設けるものでございます。

最後に、3. 実施時期でございますが、令和6年4月1日から遡及して実施しようとするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告のうち、市長室・行財政局関係分につきまして御報告申し上げます。

令和5年度神戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、第2款総務費、第1項総務費では、歴史公文書館整備など7事業を、第3項徴税费では、課税システム改修等を、第4項財産管理費では公有財産管理保全等をそれぞれ繰り越し、翌年度繰越額は合計23億9,800万円でございます。

8ページを御覧ください。

令和5年度神戸市一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございますが、第2款総務費、第4項財産管理費におきまして、公有財産管理保全等を工程調整のため繰越しし、翌年度繰越額は3,000万円でございます。

以上、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。これより質疑を行います。

最初に、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算の関係分について、御質疑はありますか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 次に、第59号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございますか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） 次に、報告事項令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告の関係分について、御質疑はございますか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） ではこの際、市長室・行財政局の所管事項について、御質疑はございますか。

○委員（平井真千子） 先般、議員の職員に対する言動がいわゆるコンプライアンス条例上の不当要求と認定されたことが報道されております。議員御本人としては、これは不当要求ではないと

いうふうに、そういう不当要求とは認めていないとの見解をマスコミに対しましても、私どもにも発しておられるところですが、やはり制度にのっとって不当要求と認定されたという事実を重く受け止めるところでございます。コンプライアンス条例の運用についても議論の必要はあると思うんですけれども、ただ、不当要求認定にかかわらず、議会と職員との関係が適切かということに真摯に向き合うことが今必要であると考えております。

今回、再三にわたって職員に対しまして執拗に叱責を行ったことなどが報じられております。現状、公職者のハラスメントを認定する制度がございませんので、不当要求認定を中心とした報道にはなっておりますけれども、この議員の一連の言動は、いわゆる社会通念上のハラスメント行為ではないかということがこの報道が主に問題視しているところではないかと思えます。おまへは信用できない、課長を異動させる、本職に適格性があるとは思えないというような叱責の言葉でありますとか、意に沿う回答が得られるまで何度も協議を求められる負担は大きい。また、議員事務所まで足を運んだというような職員の声ですけれども、昨今のハラスメントに対する意識の高まりを踏まえたと許される範囲を超えた要望の仕方であったと捉えております。これら一連の行為は議会への信頼を損なうもので、執行機関側の政策判断をゆがめる事案としても看過はできません。今回の事案を社会通念上のハラスメントと捉えるのか、局長の見解をお伺いいたします。

○西尾行財政局長 今回の事案でございますが、今回報道等で広く知れ渡ったところでございますが、今回のケースに関して申し上げますと、コンプライアンス条例の第2条第6号ウに掲げると。これはどういったものかといいますと、「暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為」ということに該当するとして不当要求とさせていただいていると聞いております。

不当要求行為に関しましては、今申し上げましたように条例第2条第6号におきましてその定義づけがなされておまして、大きく分けて2つの種類がございます。1つには、合理的な理由に基づく要求であるのかどうか、ここの不当性という部分と、今申し上げましたように、暴行や脅迫、その他威圧的な言動、または長時間もしくは長期間にわたり執拗に要求等を繰り返す、要求の対応について定めたものもでございます。今回のケースは、今申し上げましたようにウに該当するということで、不当要求という扱いになっております。

一方でまた、議員御指摘がありましたように、令和2年にはハラスメント対策関連法案が施行されるなど社会的ハラスメントに対する注目が集まっているというのが事実でございます。

このような中で、この条例の運用において、弁護士等の助言を得ながら、この不当要求の判断に当たって留意すべき事項等について各局と共有をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても不当要求として認定することが目的ではなく、公正な職務を確保していくということがこの条例の本旨でございますので、こういったことを通じて、議会と執行機関との間で緊張感のある信頼関係を構築し、公正な職務執行の確保に努めてまいりたいと我々は考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（平井真千子） 今の御答弁の中でコンプライアンス条例上の2条の6のウに該当するとおっしゃった——イにも丸が入ってるような報告書を見ております。ちょっと特定の対応の記録について御答弁があったのかなというふうに思うんですけれども、ただ私申し上げましたのは、不当要求と認定された案件ということも、それはそれとして制度が運用された中で認定ということ

で重く受け止めるんですけれども、やはり認定をされなかったものについても、やっぱり社会通念上許されないような言動と捉えなければ、職員を守ることがなかなかできないのかなというふうに感じておるんですけれども、答弁の中でも、不当要求と認定することが目的ではないという、適切な環境をつくるのが目的であるということをおっしゃっておられましたけれども、特定、ある1件のということではなくて、今回一連の報道があった中で、執拗な叱責ということ——いやおまえは信用できないとか、そういう相手を否定するような言葉っていうのが紹介されたわけなんですけれども、こういうものはやっぱり今の社会通念上、職場の中であってはならないものだと思うんですがいかがでしょうか。

- 西尾行財政局長 個別具体のケースについて、どういう状況でその言葉が発せられたかというのが大きな要素になるかと思いますが、我々としては、全庁共有するマニュアル等の中で、粗野または乱暴な言動によって職員等の身体の安全に不安を抱かせる、こういった行為についても今申し上げたウに該当する事象であるということで周知をしておるところでございます。

ハラスメントとの違いはと言いますと、今回先ほど来申し上げますように、職務の適正な執行を確保するということですので、これらの行為があった場合に、上司とその情報を共有し、組織としてですね、個人で抱えるのではなく組織として毅然と対応することによって、公正な職務執行を確保する、こういったことに努めておるところでございます。今後社会の関心でありますとか社会の動向、こういったものを踏まえながら、弁護士等とも相談しながら、こういった対応方針、対応の方向性があるかということについても日々協議しながら庁内の共有を図りまして、今後とも公正な職務執行の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員（平井真千子） 公正な職務執行に今の制度上努めていただくっていうことは本当に大事なんですけれども、やはり時代に即したといいますか、風土ということをきちんと考えていかなければならないと思います。今回の一連の事案においては、局長の判断で不当要求認定をしたということは、それはそれで大切な対応であったと思いますけれども、やはり全体的には職員の精神的な安全というところが、このコンプライアンス条例に基づく対応で十分に守れたのかな——コンプライアンス条例の対応が十分に機能したとお考えでしょうか。

- 西尾行財政局長 今回の事案で申し上げますと、組織的な対応をこの不当要求行為があった時点からできたということでありますので、この条例に基づく適正な運用が確保できたのではないかと考えております。

- 委員（平井真千子） どうしても擦れ違うんですけれども、やっぱり認定されていない事案の中で、私は、認定できる要件というものが、なかなかコンプライアンス条例の成り立ち上、いわゆる今の時代に言われているような職場でのパワハラっていうことを想定してつくられていないものですから、なかなか救い切れなかったというところがあるのではないかとこのように感じております。例えば、報道の中でも応対する職員の精神的負担が大きいというような市の幹部への取材というのが紹介されております。私も情報公開請求で、報道に出ているものに対しましては、報告等、様式等を請求しまして確認しておるんですけれども、例えばシルバー人材センターへの市政報告の配布業務の対応報告っていうのを見ますと、いきいき勤労財団の方が、議員の事務所で長時間にわたり叱責を受けているようなところも生々しく記録をされております。本当に議員が求める配布の履行確認をした上で、今後はちょっと求めるレベルに応えられないのでっていうことを説明する職員に対して、開き直りの対応やとか、こちらはお金を払っているのに開き直る

のかっていうような、そういう同じ内容をもう延々と繰り返し、繰り返し受け続けているというようなことが記録をされておりまして、本当に読んでいてもかなり精神的につらい気持ちになるような対応でありまして、やはりこうしたことを今後ハラスメント行為と捉えて、庁内としても対応をするべきではないのかと思うんですけれども、これまでこういうことも不当要求とは認定されなかったっていうのは、事なかれ主義といいますか、今自分が我慢していればこの対応がいつかは終わるし、自分もいつかは異動もできるしというようなところで、もう我慢しておこうというような風土があったんじゃないかと。そういった風土のために議員と職員の関係っていうのがゆがめさせられてきたのではないかというふうに私としては捉えておりますので、そのような風土はもう今回を機会にぜひ改めていかなければいけない。これ議員のほうでも改めていかなければならないんですけれども、庁内のマニュアルとかはそのとおりにやってるっていうんですけれども、やっぱり改めていかなければいけないと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○西尾行財政局長 先ほど来答弁でも申し上げておりますが、ハラスメント対策の関連法が施行されるなど社会的な意識の高まりというのはあります。これらを踏まえて、現状マニュアルに規定している具体例を示しておるところなんですけれども、この辺りについても今の時代に合ってるのかどうかっていうのを弁護士と相談させていただきながらマニュアル改訂を行い、全庁的な意識の統一を図っていき、コンプラ条例の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（平井真千子） やはり今回の報道を見まして、やっぱり一般の方からは、録音の音声とかも出てるんですけれども、ちょっと現職の職員や議員との感じ方とは違ってるのかなと、やっぱりこの令和の時代にこういう圧迫的なやり取り、もうあり得ないよねというような感想をお聞きすると、やはり私たちも意識高めていかないといけないんだなというふうに感じておりますので、マニュアルの見直し等ぜひ行っていただきたいと思ひますし、今出ていることに対しましても、弁護士さんとの相談を活用しながら、マニュアルっていうことをおっしゃいましたけれども、やはり報道されているようなことがパワハラじゃないのかというような判断について、公正職務審査会への諮問とかを、何か活用できる手段が今あるのであればしっかりとさせていただきたいと思ひます。

それと、今回不当要求の判断をしたのが同じ局の5件ということで、議員本人からは一方的に認定されたという反論を聞いております。私は、このたびの認定について、職員の方が判断されたということにももちろん疑いを持っているものではないんですけれども、そのような——これ職員の主観による記録だっというふうな反論も一定成り立ち得るっていうのがこの条例の立てつけかなというふうには思っております。議員にとってはどのように記録されたかを常時確認することとは非常に難しいことですし、これまでもそういう点を捉えて、議員にとって不利な制度だというような意見はございました。

一方で、記録した職員にとっても、記録の信憑性とかその判断の妥当性が疑われるということは非常にデメリットかなというふうに思ひますので、局長の判断で認定できるということなんですけれども、やっぱり一歩進んで法務支援ですとか公正職務審査会への諮問ということがしっかりと活用されるべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

○西尾行財政局長 制度等の立てつけといたしましては、今御指摘ありましたように、判断に迷う場合は公正職務審査会の諮問を経るという手続が定められておるところでございます。

また、記録の件でございますが、当然のことでございますが不実または虚偽の記載をしてはな

らないということで、職員にはその義務が課せられておるところでございます。不実虚偽の記載をしてはいけないということで、マニュアルの中では、それが例えば主観的なものではなくて客観的な情報として記載できるものを例示しております。例えば机をたたくとか、大声でどなるとか、そういったことについては主観的なものではなく客観的な事実として記載するように努めておるところでございます。

いずれにいたしましても、万が一判断に迷う場合においては、公正職務審査会というのを準備しておりますので、そちらのほうを活用して、より適正な運用となるよう努めていくよう、局、全庁的にも周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（平井真千子） これまで公正職務審査会への諮問というのが1度も行われたことがないというので、議員性善説に立てばいいことなのかもしれないんですけども、やはりこの一連の報道を見ておきますと、本来であれば判断に迷うような案件があったのではないかなと。ただ、法務支援ですとか職務審査会への諮問ということを活用しようっていう風土がなかったのかなという気持ちがいたしております。もうこれまでも本当にコンプラ条例っていうのは、議員性悪説に立っているから、その活用という中で議員活動が萎縮するのではないかというような意見というのは議員側からもありました。けれども、私としては、社会通念に照らして許されるというか当たり前のやり取りをしていくっていうことで、十分議員の要望活動とかいうことは、目的を私は十分達成できる、活発なやり取りということは十分に当然できると考えておりますので、この条例の十分な活用ということをもって議員活動が萎縮するという懸念は、私は間違っているのではないかと考えておりますので、今後、やはり報道に出たような事案ということを十分に踏まえて、今の令和6年の社会の意識に合った庁内の風土づくりということに努めていただきたいということを、繰り返してでございますけれども申し上げまして、終わらせていただきます。

○委員長（上島寛弘） 他にございませんか。

○委員（吉田謙治） 今、平井議員からこの話が出たので、ちょっと私も、お尋ねというより今後我々のことも含めてちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、今平井議員がおっしゃっておられたお話の前提は、もう言うまでもなく二代表制で、市長さんと我々議会とのチェック・アンド・バランスで地方自治体の場合は運営をされているわけで、そういう意味で不当要求があってはならない。けれども一方で、我々議会の議員の活動が萎縮するという話がさっきありましたけれども、不必要に遠慮するというのもですね、これも困る。

今回の報道されていることが事実であるとすれば、これはかなり確かに職員の皆さんのお仕事を圧迫するといいますか、下手をすると阻害しかねないなっていうふうに報道されていることが事実であれば私どももそう思います。

問題は、先ほど来あったように、具体的な内容に合理性があるかないかっていう判断と、要求の仕方が——これも条例上に書いてありますけれども——許されるべき範囲であったのかどうかということは、一応条例では書いてあるんだけど、じゃあ具体的話としてどうなのかと。この報道されている具体の中のことを取り上げて申し上げますとね、例えば市長に言うぞと、こういう話が出てくるんですね。なかなかこちらが、議員サイドが要求してることが通らないと市長に言うぞと。これ市長に言うぞっていうのは、言うことそのものは何も問題はないだろうと思うんですよ。議員として市長にこういう話をしてんだけど、市長としてどう思うかと、こうあるべきだろうと市長に直接話をするのは、その中身がですね、要求する中身が法に触れるとか、ど

う考えても現実的な妥当性がないとかっていうことでなければ、言うことそのものは別に問題があるのかというふうに私なんかも思ってしまうんですね。ただ、これも言うタイミングとかその場に多分よるんだろうなど。何が言いたいのかといたら、これも先ほどありましたけど、我々も実は——これは私個人のあれですけども——当局の皆さんにマニュアルをつくれというよりも、我々自身がこういうこと言っちゃ駄目よということを我々自身もやっぱり考えておかないといけないんじゃないかなと思うんです。ところが、現実、具体的に何をどこまでどういうふうに言ったら不当要求になるのかということについてのケーススタディがあんまりないんですね。ほとんど皆無です。これは、これまで皆さんがある意味で遠慮しておられたのか、逆に我々議員サイドも不当要求になるようなことを大半の議員がほとんどには言わなかったからなのか、これよく分かりませんが、現にあまり例がないんですね。したがって、不当要求というのは今回初めて認定されるという話になった。そうすると、条例上の文言も——今言いませんけれども——抽象的なんで、合理性があるかないかということもなかなか難しいんですね。現実捉えて言うと、海の家営業時間を延ばせと言ったと、そのことそのものは、ちょっと私よく分からないですけど、別に法に触れる話はないだろうと思うんで、ただそれが何かほかのいろんな事情があって合理性を欠くというふうに判断をされる場合もあると思うんですね。そうすると、その合理性だっでこれ具体の個々のケースによって合理的であるかどうかとも確定的な判断しにくい。言い方も確定的に判断しにくい。となると、ちょっと具体的にどうなのかということを経験的に実は判断の決定権を持っているのは公正職務審査会ということになると思うんですね。当局の側としては、弁護士さんに御意見聞かれるのもいいと思います。我々は我々で法律の専門家に聞くのもいいんだけど、条例でせっきく公正職務審査会が設置されているのでね、こういうようなケースの場合はどうかということや、やはり現実に上がってきたときに御意見を聞くということでのケースの積み重ねぐらいでしかやっぱりマニュアルってつくれないんじゃないかなというふうに思っています。

しかし、そうしょっちゅう皆さんが悩まれて公正職務審査会にかけなきゃいけないということが出てくるのも困るので、なかなかこの辺り悩ましいところなんですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思うのは、条例上で公正職務審査会に、市長以下執行機関の皆さんは迷ったらぱんとかけるんですけど、我々議会のほうは、議会が決議をして、市長にお願いをして、市長が議会の意思を尊重してと書いてあるんですけど、公正職務審査会にかけるということを努力しますと書いてあるんでね、努力義務なんですよ。

ちょっと長くなりましたけど、この条例の立てつけについてどうなのかなと。我々もこれは、言われたけども、本当のところどうなのかっていうのを公正職務審査会の先生方にお尋ねをしたいと思うんですけども、それがストレートにはできないと、こうなっておりますもんですから、ちょっとここについての——今回まだいろいろ議論になってまだ時間もそうたってませんので、我々はこれからちょっといろいろ検討し、議論をしたいなと思ってるんですけど、取りあえず現時点での今申し上げた立てつけについてどうかというのは、ちょっと御意見お伺いできればと思いますのでよろしく願いいたします。

- 西尾行財政局長 公正職務審査会の条例上の立てつけということで、今議会の議決を経て、求めがあった場合であっても、市長の努力義務であるというような条文が入っております。これについては、私も過去、条例制定のときまで遡っていろいろ調べてはおるのですが、これは当初の案では入っていない条文でありまして、議会との審議の中でこういった条文が必要ではないかとい

うことで加えられたということで把握しております。それがなぜこういう条文になってるかっていうことでございますが、1つには、庁の附属機関である機関に対して議会から求めるということが不自然であるという法律的な話が1点、それに対して義務化をするということについての法上の違和感というか、こういったことを配慮して今の条文になっておると承知しております。

ですので、議会の先生方におかれましては調査権を有する、一方、庁の諮問機関に調査を依頼するということとのバランスの関係でこういった条文の設定になっていると私は承知しております。

不十分ではございますが、以上でございます。

○委員（吉田謙治） 結構です。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

○委員（松本のり子） 先日の本会議で、66号議案について我が会派の森本議員から質問をさせていただきました。その中で出てきたのが、一定金額以上の契約については議会の議決が必要だけれども、単価契約については議会の議決を得ずに購入できるということが分かり、そこでお聞きしたいのですが、神戸市における総価契約と単価契約それぞれの大体年間の件数と金額についてまず教えてください。

○堀米行財政局副局長 ただいまお尋ねありました件にお答え申し上げます。

令和5年度の数字を申し上げますけれども、物品購入の件で、一般会計に限っての話なんですけれども、まず、総価契約の件数ですけれども282件で、予定価格ということで43億2,000万ということになってます。もう1つ、単価契約のほうでございます。単価契約のほうは、件数にしまして113件で、予定価格のほうが約32億3,000万というふうなことでございます。

以上です。

○委員（松本のり子） この単価契約の113件、32億3,000万のうちの年に1回限りの取引をするのはどの程度あるんでしょうか。

○堀米行財政局副局長 年に1回の取引かどうかというのは、ちょっと今データを持ち合わせておりませんので回答しかねます。

○委員（松本のり子） 8,000万以上は議会に報告すべきいうことでお聞きしてるんですが、年1回しか取引するのがなければ、やはりこれは単価契約といえども総価契約に当たるんじゃないかなという、総価契約っぽくなるんじゃないかなと思うんで、やはりこのところは年に1回だけでしたら、単価契約といえども議会のほうに議決をちゃんと有していただきたいということとを今後の検討としてしていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（上嶋寛弘） 他にございませんか。

○堀米行財政局副局長 すみません。御指摘の件でございますけれども、単価契約でも年に1回のやつがあるかどうかはちょっと調べてみないと分かりませんが、単価契約ということでございますので、議決をいただくと思うとやっぱり総量が決まらなくて金額が出てきませんので、議決を得るということにはならないかと思えます。単価契約であったとしても契約時に総量が決まらないからこそ単価契約という形で、そういう形態を取っておりますので、なかなか契約時点で総量が決まらないというものにつきましては、議決を得るというのはなかなか難しいかなと。これは国のほうもそういうふうには示されてますので、今後もそのようにやっていきたいというふうに思ってます。

○委員（松本のり子） 本会議でもうちの森本議員が言ってましたが、例えば教育委員会の教科書

なんかだったら総量というのは大枠分かると思うんですよね。そのことが今あちこちの自治体で、小平市なんかだったら、単価契約であっても、そういったものについてはちゃんと議会に出していくというふうには何かしているというふうにも聞いてるので、ぜひこれはちょっと研究課題として検討していただきたいということも申し上げます。

○委員長（上嶋寛弘） では、他にございませんか。

（なし）

○委員長（上嶋寛弘） では、なければ副委員長と交代します。

よろしく申し上げます。先ほどのコンプライアンス条例に関する不当要求の認定、公職者の認定ということで議員が認定されたわけでございますけれども、そういった中で、メモであったりとか、報告書の当局内で持っているものがですね、主観とかそんな——さっき答弁でもありましたけど、感覚のところやったらそれは分からないですよ、あくまでも主観やから、それは人の捉え方によると。ただ、虚偽の内容をそもそも公文書としてメモにしたり文章にするってこと自体ないですよ。公務員ですから、当然ながら、当然皆さん市長の補助機関として事実をあくまでも事実として文章にするわけで、これ公務員がうその内容をつくるなんてことは、それはないと思うんで、これは公務員の職務における在り方としてそれはないというふうに確認させていただいてよろしいのでしょうか。

○西尾行財政局長 先ほども申し上げました不実・虚偽の記載をしてはならないと条例上決められてますが、それ以前に、公務員の倫理的な仕事の仕方として、虚偽のものを記載するという事はないと思っております。

○委員長（上嶋寛弘） という事ですから、当然ながらそういうことをもし、これは公務員の方々というか神戸市の職員の方々が、何も何か悪意を持ってとか、そんなことを持って虚偽の事実を、虚偽のことを書いたり、要はでっち上げたりっていうことをつくるっていうことは、本来ならあり得ないし、要はあっては——あること自体がそんな何か、ないというふうに当然ながら思いますし、それはもうないというふうに私も思っておりますので、要はそこでじゃあこの事実か云々かんぬんっていうところであれば、神戸市の見解といたしましては、主観云々というのは職員の捉え方やけども、この文章の書かれた内容があったということは、これはもう事実であるというのは、これはもう神戸市の正式な見解であるということによろしいでしょうか。

○西尾行財政局長 文書、記録として残っているというのは事実でございます。かつ、先ほど来答弁で申し上げておりますけれども、条例第2条第6号ウに該当するということでの認定が行われているということでございます。

以上でございます。

○委員長（上嶋寛弘） ですから、当然ながらそういったことは事実としてあったということであるというふうに答弁から考えたいと思いますが、それでよろしいかなと思っておりますがよいですか。

○西尾行財政局長 繰り返しになりますが、事実としてというか記録として取らせていただいているというのは事実でございます。

○委員長（上嶋寛弘） 他にもそういったカスタマーハラスメントの件も報道されたり、他にも発言として信用できないであったりとか、適格性あると思われへんとか、異動させろとか、そういったことも報道されております。報道されているソースに関して、これも公文書によるものであれば、公文書ですから、公文書を、これをよりどころとする報道であれば、当然ながら公文書において——当然それは報道機関がるるソースはいろいろあるんやとは思いますが——

公文書がソースであるとするならば、その公文書の内容は、神戸市が作成する公文書というのは、当然ながらそれは神戸市職員が職務において作成されたものであって、これは事実として記録されているものであるという判断。これは不当要求が認定される、されないにかかわらず、公文書であるものに関しては、事実として書かれてるものは、当然記録として書かれてるものは事実であるということによろしいでしょうか。

- 西尾行財政局長 記録されているということは事実でございます。それが事実であるかどうかということは、先ほど申しあげましたように公務員として虚偽の記載をしないということが原則でございますので、当然今おっしゃったような指摘に当たるかと思えます。
- 委員長（上嶋寛弘） 本件に関しては、自治体の労働者であるのが地方公務員であり、神戸市職員、公務労働者のある意味労働者としての権利における観点からも、一般論的にも守られるべき労働者の権利というものがございます。一部除外されるところはありますけども、当然ながら地方公務員である神戸市職員も労働基準法もですし、労働安全衛生法——この労働安全衛生法、労働基準法は適用される対象であるというふうに思います。そういった意味において、各任命権者や執行機関において勤務、働く労働者たる地方公務員の、ある意味働かれる方々の労働安全配慮義務というものが使用者側にはあるわけです。これは、市長部局だけではなく、教育委員会とか各行政委員会、また市会事務局も各任命権者、使用者という立場からしてそれはあるというふうに考えるんですけども、これは一般論的には、当然ながら、各任命権者はそこで勤務する労働者に対して労働安全衛生法上の安全配慮義務はあるものとするのか、これは一般論としていかがか御回答をお願いします。
- 坂井行財政局副局長 公務員に対しましても労働安全衛生法は適用となっておりますので、任命権者については、職員に対する安全配慮義務を負うものと考えております。
- 委員長（上嶋寛弘） その上で、神戸市は労働基準監督署からの監督を受ける立場ではございません——事業場ではありますけどもね。でも、労働基準監督機関たる人事委員会、この人事委員会からは各労働者の安全配慮義務に関していろいろと人事委員会からの監督は受ける立場にあるのか、この点に関してはあるということによろしいのでしょうか。
- 坂井行財政局副局長 行政職員につきましては、労働基準監督署の監督の対象外というのは御指摘のとおりかと思っております。その権能につきましては、人事委員会が担っておりますので、人事委員会が職員の安全について任命権者に対して指導・監督する権限を有していると認識しております。
- 委員長（上嶋寛弘） 本件に関して察知されてたらでいいんですけども、神戸市における労働基準監督機関たる神戸市人事委員会から、この不当要求に係る問題、これはいわゆるパワーハラスメントというふうに一般的にも見られる問題であり、労働者たる神戸市職員の権利侵害にも事実であって記録に——内容がこれ事実であったらそういった観点からも、職員のメンタルヘルスの観点からとかも問題であるというふうに考えるんですけども、労働基準監督機関たる人事委員会が今何か、各事業所とかそういった、市長部局に対してとかそういった動き、何か言ってきてるという事実は今の時点ではない——動いている、この件について何かとりわけ調査をしているということはあるのか、ないのか教えていただけますか。まだ教えないとか、ちょっと回答を差し控えたいというのであればそれでも結構でございますので、局長でも副局長でもちょっと御答弁いただけたらいいと思いますけど、どうでしょうか。
- 西尾行財政局長 私の知る限り今のところまだそういった申出はないです。

○**委員長**（上嶋寛弘） 労働安全衛生法上の安全配慮義務も当然ながら各任命権者にもあり、また、労働安全配慮義務が果たされているかとか、こういった事案があったときに、やっぱり人事委員会というのは労働基準監督機関としての責任というものが、重大な責任があると思いますので、当然ながら人事委員会も把握されているでしょうし、人事委員会委員長や委員の先生方も把握して、任命権者は人事委員の先生方ですからね。先生方は当然分かった上で今後調査とかもされるんではないかなというふうには思うところではあるんですけども、正常に法律どおり執行されるというのであれば、この点とかは特にメンタルヘルスの観点とかからも配慮しなくてはならないところであると思いますので。先ほど地方自治法上の調査権とか、そういったことの言及とかもそちらでもございましたけども、そういったところとは別に、公務労働者の立場、権利を守るといった観点からは、そういった重大な調査権とかもあるから、そういったところは、これはされる側はそれはどうこう答弁はできませんけども、そういったところも踏まえた上での安全配慮義務をきちんと果たさなくてはならないなというのは、これは各機関において考えなくてはならないところであるかというふうに思います。

労働安全の——労働者の立場からの観点で言うと、今回のこの事案に関して、市職労とか職員団体、労働組合のほうから何かこの議員からのこういった要求、かなり報道されてますから、当然ながら市職労とかの立場からしたら、労働者の安全大丈夫か、地方公務員の立場大丈夫かみたいな御心配とか御懸念あると思うんですけど、今の時点で市職労から本件に関して何か申入れがあったりとか、この件についてクレーム——クレームというかどうなってんねんとか、お問合せとか、これに続いて、当然ながら神戸市の係長レベルとかやったら管理監督者ではないですから、市職労の方々から——職員団体の方々から本件に関して、これに関してきちんと是正をしてほしいとか、そういった申入れのこととかはあるのか。この点について、今の現状、今後の何かそういった日程とかあるのか、あれば教えてください。

○**坂井行財政局副局長** 市職労とは、勤務労働条件に関しまして適時、適切な意見交換、交渉などを構えてございますが、この件に関しては現時点では特にまだ動きはございません。

以上でございます。

○**委員長**（上嶋寛弘） 外郭団体のカスタマーハラスメントと言われることに関しましては、報道されている件——これシルバー人材センターですから法的には民間の法人になりますよね。民間法人ですから、先ほどの答弁とのやり取りで行きますと、民間法人における労働安全配慮義務は、各民間の法人の使用者があるわけですけども、その民間法人に対して、じゃあこれがどうか云々かんぬんっていう、その安全配慮の観点で、労働安全衛生法上のそういった監督指導機関というのは、これは国の労働基準監督署であるというふうに確認させていただいてよろしいでしょうか。

○**坂井行財政局副局長** いきいき勤労財団につきましては一般財団法人であろうかと思っておりますので、そこに、神戸市の職員を派遣の協定に基づきまして、一般職の地方公務員の派遣に関する法律に基づきまして、いわゆる派遣法に基づきます派遣をしておりますが、基本的な派遣された職員の安全配慮義務についてはその法人が負うものと考えておりますし、その法人に対する指導監督の権限につきましては、御指摘のとおり国が有するものと考えてございます。

○**委員長**（上嶋寛弘） 分かりました。その点について国が有する権限であるというところ、そして神戸市の公務労働者に関しては、神戸市人事委員会がそういったことに関してはきちんと権能を発揮して、そういった労働安全衛生のきちんとした環境を確保するためにそういった監督指導するというを確認させていただきました。ありがとうございます。

- 副委員長（三木しんじろう） それでは、上島委員長と交代いたします。
- 委員長（上島寛弘） 他に質疑がなければ……。どうぞ川口委員。
- 委員（川口まさる） 今の話にちょっと関連してお伺いしたいんですけれども、不当要求行為について5件というふうに聞いてます。これ条例の2条6号ウの「乱暴な言動」というのに該当するものかと思うんですけれども、とすると結果的には1件目の不当要求を認定した時点で、そのような行為を止めることができてないということになるかと思えます。不当要求と記録して組織的に対応するというのはいいんですけれども、今後はどのように職員さんを守ることができるのか、御説明いただけますでしょうか。
- 西尾行財政局長 先ほど来御説明させていただいてますが、局長をトップとして組織的な対応をすることによって公正な職務執行を確保するという動きになりますので、要は1人で悩んで、職員1人がその重圧を受け、悩んで、その際に誤った判断をしないようにというのがこの条例の趣旨でございますので、組織的対応で毅然と対応させていただくということで、今後も続けてまいりたいと考えております。
- 委員（川口まさる） ありがとうございます。組織的対応ということで聞いているので、それはやってももらいたいと思うんですけども。私は結果的に不当要求行為が止められなかったというところにちょっと課題を感じてまして、今後アップグレードしていったほしいなと思っております。先ほどから出てますけども、職員さんに対する権利侵害というふうにならないように、今後職員さんを守るように工夫していただけたらよいかと思っております。よろしくお願ひします。
- 委員長（上島寛弘） 他にございませんね。どうぞ。
- 坂井行財政局副局長 先ほどの答弁の中で、いきいき勤労財団つきまして一般財団法人と申し上げましたが、公益財団法人の誤りでございますので、訂正させていただきます。
- 委員長（上島寛弘） 了解いたしました。
- では、御質疑がなければ、市長室・行財政局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。当局、どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。
- 委員の皆様におかれましては、市長室・行財政局が退出するまでしばらくお待ち願ひます。
- （午後0時12分休憩）

（午後0時13分再開）

- 委員長（上島寛弘） では、これより意見決定を行います。
- まず、予算第21号議案令和6年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分について、いかがいたしましょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（上島寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。
- 次に、第58号議案住居表示の実施並びに町及び字の区域の変更の件については、いかがいたしましょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（上島寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。
- 次に、第59号議案神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件については、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（上嶋寛弘） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第89号について各会派の御意見をお願いいたします。

まず、自民党さん。

○委員（平井真千子） 不採択を主張します。

○委員長（上嶋寛弘） 日本維新の会さん。

○委員（ながさわ淳一） 日本維新の会は、外交・国防に係る問題については国の責任において判断すべきであると考え、不採択を主張いたします。

○委員長（上嶋寛弘） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） 結論は打切りです。理由を申し上げます。国が政策決定を行う際、当該政策に関係する地方自治体の意見を酌み取り、尊重すべきは当然のことです。特に当該陳情に述べられる沖縄県の歴史に鑑みると、米軍基地の問題はどこまでも沖縄県ひとりの問題でないことは明らかであります。特に神戸市は、戦前最後の沖縄県知事であった島田 叡氏が旧制神戸二中、現在の県立兵庫高校の卒業生であり、その御縁もあって兵庫県神戸市と沖縄県との交流は現在も連綿と続いており、まさに他人事ではありません。

ただ、普天間基地の辺野古移転の問題は、これまでに沖縄県ほか関係自治体の首長選挙、議員選挙において一大争点として何度も賛否が議論されてきました。国においても、この間政権交代があり、沖縄県の基地問題は大きな政治課題として議論された経緯があります。そのような経緯の中で、私個人の見解ではなく神戸市会という公の機関として、なおかつ多数決をもって意見を国に提出することは、賛成であれ反対であれ、1番の当事者である沖縄県・沖縄県民の議論に口を差し挟むことになりかねず、地方自治体議会の意見表明になじまないというべきものと考えます。よって打切りといたします。

○委員長（上嶋寛弘） 次に、日本共産党さん。

○委員（松本のり子） 日本共産党は採択を求めます。普天間基地を名護市辺野古に移転するような基地たらい回しではこの問題は解決しないと考えます。米軍普天間基地は、沖縄戦で住民が収容所に入れられている間に、米軍が住民の土地を一方向的に囲い込んで建設したものです。そして、1972年の沖縄の本土復帰以降、日本政府は滑走路や格納庫などを整備し、沖縄県の内外の基地から米軍の部隊が移駐するなど、普天間基地の強化を進めてきました。これに対して沖縄県民は、現在の危険な基地にしたのはまさに日米両政府だとして、基地なくせの声を上げ続けています。この沖縄県民の戦いを支持して、今年1月には400人を超える欧米など著名な学者・文化人・平和活動家がアメリカの大統領と岸田首相と両国民に辺野古新基地反対の声明を発表いたしました。国が2014年に辺野古の新基地建設に向け作業を強行してから今10年がたちました。県民は沖縄を犠牲にする基地建設反対の声をずっと上げ続けています。県民の声をしっかりと国は聞くべきというこの陳情は、採択をいたします。

○委員長（上嶋寛弘） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 陳情第89号に関しましては不採択でございます。国と沖縄県との対話、これは必要だというふうに考えますが、外交安全保障は国の専権事項でございますので不採択です。

○委員長（上嶋寛弘） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（上嶋寛弘） 以上のように各会派の御意見は、採択、不採択、審査打切の3つに分かれておりますが、本日結論を出すことについては意見が一致しておりますので、これよりお諮りします。

本陳情について採否を決するかどうかについてお諮りいたします。

採否を決することに御賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） では、本件は採否を決することに決定いたしました。

それでは、採択または不採択の採決をいたします。

本陳情について採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（上嶋寛弘） 挙手少数であります。よって本件は不採択とすることに決定しました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（上嶋寛弘） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会は、これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

（午後0時18分閉会）